

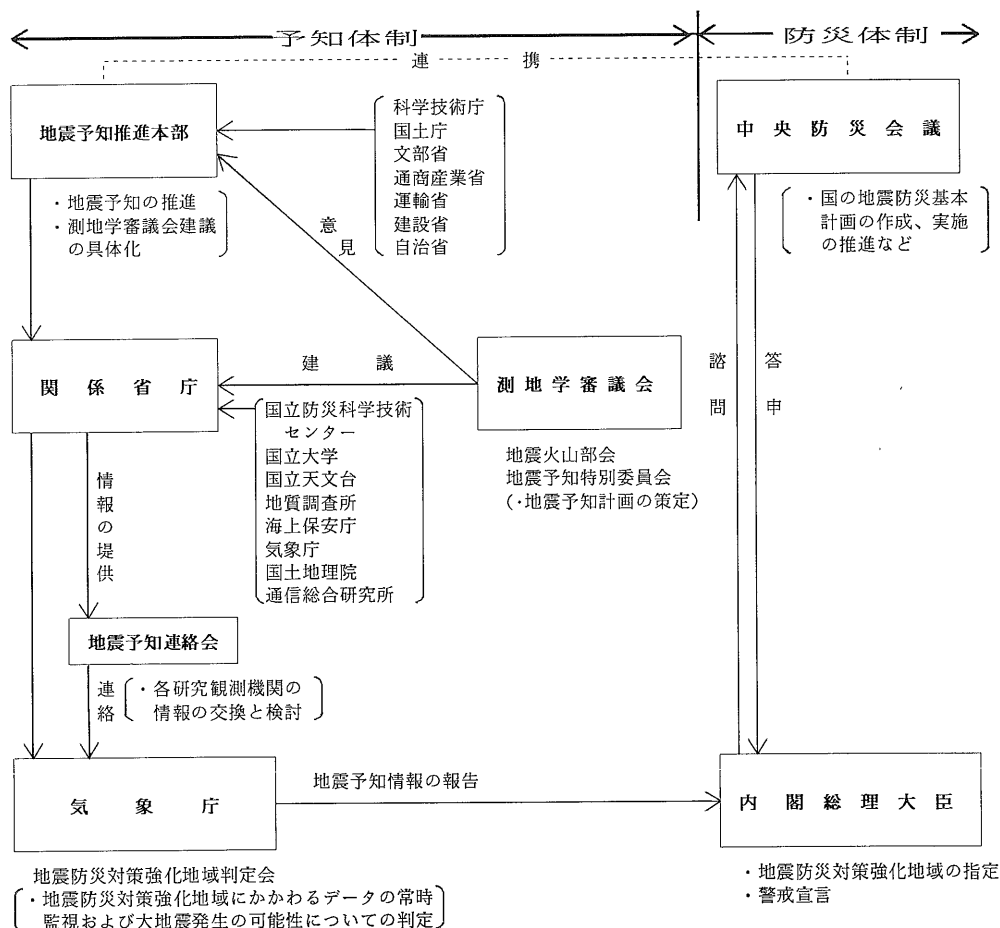
# 地震予知連と噴火予知連

小野 晃 司 (環境地質部)

Kōji ONO

最近の伊豆半島東方の群発地震-伊東沖の海底噴火などでも二つの予知連絡会(略して予知連)はマスコミにたびたび登場した。しかし地震予知連絡会と噴火予知連絡会とは名前が似ているためか新聞やテレビ報道でも混同されたり混乱して扱われていることがある。実際に似ている面と異なるところがあるので簡単に紹介する。

ナショナルプロジェクトとしての地震予知・火山噴火予知の基本的デザインはそれぞれ5年計画として測地学審議会から建議される(第1図)。平成元年度は地震予知は第6次噴火予知は第4次計画の第1年度に当たる。標記の二つの連絡会はこの建議に基づいて国の予算によって計画を実施している関係機関の情報連絡・交換の場である。



第1図 地震予知の体制

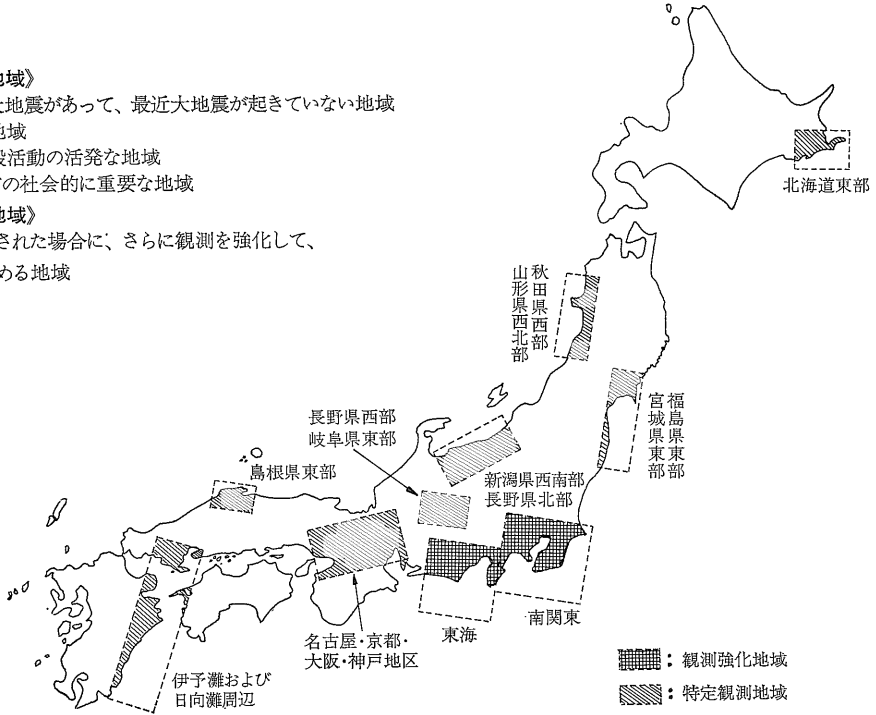
噴火予知については測地学審議会-関係省庁-火山噴火予知連絡会がありそれらはこの図の中央部分と同様の関係にある。しかし予知連絡会の事務局が地震は国土地理院噴火は気象庁であること噴火予知連の構成には国土庁などの行政機関が入っていること噴火予知側には推進本部や防災対策強化地域判定会にあたるような機構はないなどのちがいがあ

《特定観測地域》

1. 過去に大地震があつて、最近大地震が起きていない地域
2. 活構造地域
3. 最近地殻活動の活発な地域
4. 東京などの社会的に重要な地域

《観測強化地域》

異常が発見された場合に、さらに観測を強化して、異常を確かめる地域



第2図 地震予知の観測強化地域と特定観測地域

地震予知連絡会：

事務局は国土地理院（建設省）にあり 国土地理院長の私的諮問機関とされる。構成員は 1989年8月現在 関係国立機関と大学の30名 会長は浅田 敏・東海大教授。2・5・8・11月の年4回開かれ 各機関により全国にわたる観測・調査・研究のデータが報告・検討される。

報告の内容は 地震予知連絡会会報として 年2回2月と8月に印刷されており 1989年8月の第42巻は 報告67編等 385 ページである。

地震予知連絡会は 地震予知に関して 全国的な基本観測の他に 他の地域に比べて特に観測を強化する地域として 現在 観測強化地域（南関東・東海の2地域）と特定観測地域（8地域）を指定している（第2図）。それぞれに対応して 強化地域部会と特定地域部会とが設置されていて 状況に応じて随時開催される。今年7月の伊豆の異常では 強化地域部会が2回開かれた。

火山噴火予知連絡会：

事務局は気象庁（運輸省）にあり 気象庁長官の私的諮問機関とされる。1989年8月現在 構成員は観測・研究に関係する国立機関・大学と国土庁・文部省・科学

技術庁との代表からなる26名 会長は下鶴大輔・東京農大教授。年3回 2・5・10月頃開かれ 各機関から観測・調査・研究のデータが報告・検討される。報告の内容は 噴火予知連絡会会報として 年3回刊行されている。1989年3月の第43巻は 報告14編等 125 ページである。

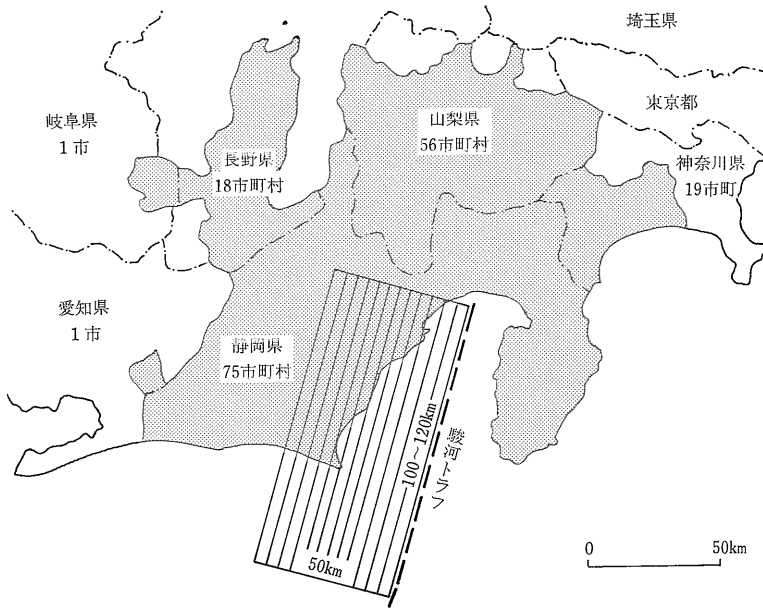
各噴火に迅速に対応するため火山部会が組織されることがあり 現在 伊豆大島火山部会と伊東沖の海底火山部会がある。

地震予知と防災の二つの“強化地域”

地震に関して二つの“強化地域”があり これも 関係者以外には紛らわしいであろう。一つは 上の地震予知連絡会の項で述べた“地震予知観測強化地域”であり 他の一つは 法律（後述）で定められた“地震防災対策強化地域”である。いわば 予知と防災とのそれぞれに強化地域があるわけである。現在指定されている両地域はかなり重複しているが 同じではない。

大規模地震対策特別措置法：

昭和53（1978）年に公布・施行された。この法律



第3図 地震防災対策強化地域と東海地震の予想震源域  
(原図は茂木清夫著「日本の地震予知」 1982)

(略して大震法)は 大規模な地震による災害から国民の生命・身体及び財産を守るために作られたもので その中に 地震防災対策強化地域を指定することが定められている。この“強化地域”は 内閣総理大臣が中央防災会議(総理大臣が会長)への諮問を経て指定するもので現在は 駿河湾周辺を予想震源域とする東海地震を対象として 東海地方6県にまたがる地域が指定されている(第3図)。

この法律には 強化地域に係る大規模な地震の発生の予知 地震災害の防止・軽減のための観測・測量や 予知のための施設整備 研究の推進の規定がある。

#### 地震防災対策強化地域判定会：

判定会(略称)は 大震法に基づいて 強化地域の大地震発生のおそれについて判定を行う任務を持つ。事務局は気象庁にあり 判定会は現在 浅田・東海大教授を会長とし 他に5名の地震学者で構成される。気象

庁は 東海関係地域の 同庁の地震計・体積歪計や 国立防災科学技術センターの地震・傾斜 国土地理院の潮位 地質調査所の地下水の水位・ラドン等のテレメータ観測データの24時間監視を行っている。監視データに異常が発見されると判定会が招集される。判定会には判定会員の他 事務局の気象庁と データ提供機関の国土地理院・防災センター・地質調査所代表が出席する。

判定結果は内閣総理大臣に報告され 警戒宣言の発令は閣議が行う。毎年9月1日の防災訓練には訓練判定会が行われているが 発足以来10年 幸い本番の会はまだ開かれていない。しかし 毎月1回(地震予知連開催月を除き)判定会打合せが行われており 観測データが検討されている。

(地震予知体制の紹介は地質ニュース 364号(1984年12月)15-19ページにあるので 参照されたい。)